

I 障がい者差別解消及び障害理解促進に向けた取組

(1) 障がい者の状況

令和4年4月1日における本市の人口は91,458人である。そのうち、障がい者手帳の所持者数は4,788人(重複含む。)で、人口に占める手帳の所持者の割合は5.2%である。

身体障害者手帳の所持者数は減少傾向にあり、平成30年と比べ254人(7%)の減である。

知的障がい者(療育手帳の所持者)数は増加傾向にあり、平成30年と比べ58人(9%)の増である。障害程度別では、A(重度)が14人(5%)、B(中・軽度)が44人(10%)の増となっている。

精神障害者保健福祉手帳の所持者数は増加傾向にあり、平成30年と比べ229人(48%)の増である。等級別では、1級が17人(44%)の増、2級が116人(34%)の増、3級が96人(93%)の増となっている。

ア 障がい者手帳所持者数の推移

(人)

	H30	H31	R2	R3	R4
人口	93,343	92,867	92,689	92,130	91,458
身体障がい者	3,600	3,557	3,492	3,429	3,346
知的障がい者	675	690	705	719	733
精神障がい者	480	524	586	600	709
手帳所持者計	4,755	4,771	4,783	4,748	4,788

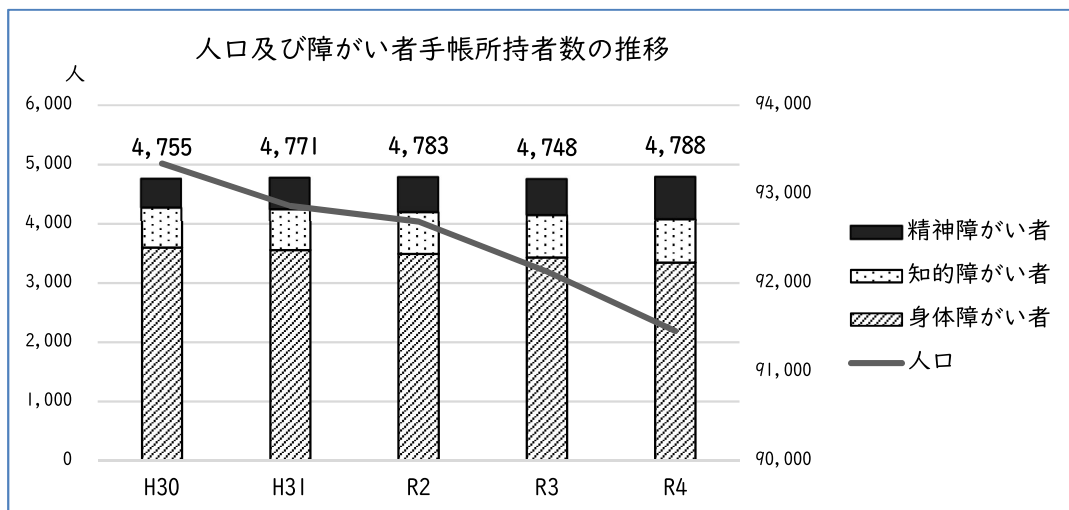
各年4月1日現在

手帳別所持者の人口に対する割合の推移

(%)

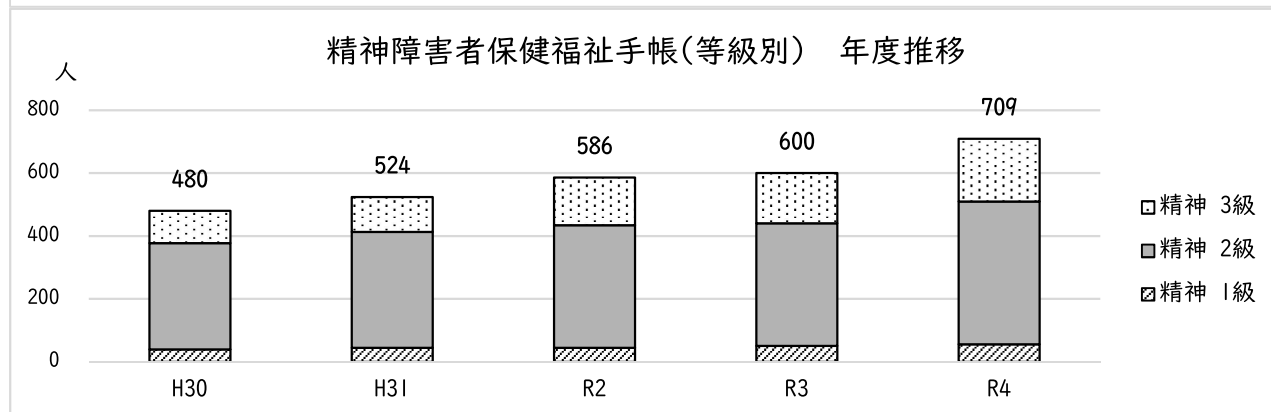
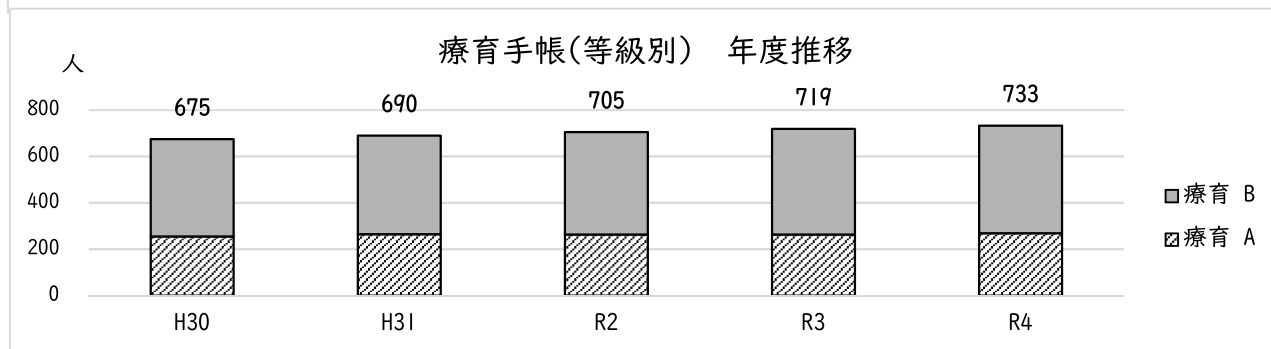
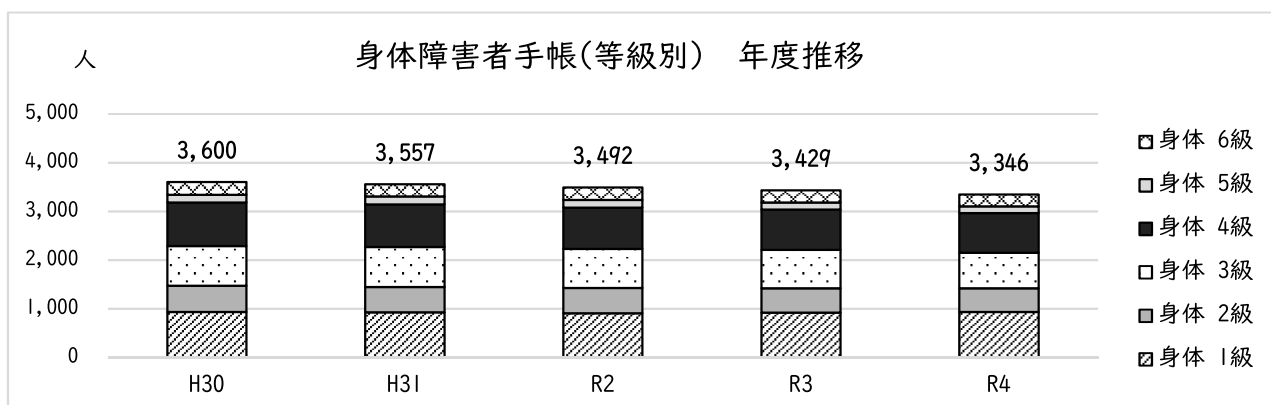
人口	H30	H31	R2	R3	R4
身体障がい者	3.9	3.8	3.8	3.7	3.7
知的障がい者	0.7	0.7	0.8	0.8	0.8
精神障がい者	0.5	0.6	0.6	0.7	0.8
手帳所持者計	5.1	5.1	5.2	5.2	5.2

各年4月1日現在



イ 障がい者手帳等級別内訳の推移 (人)

区分		H30	H31	R2	R3	R4
身体	1級	935	926	911	921	932
	2級	535	523	513	502	490
	3級	816	821	806	784	730
	4級	895	871	849	832	812
	5級	160	167	159	145	141
	6級	259	249	254	245	241
	計	3,600	3,557	3,492	3,429	3,346
療育	A	255	265	263	264	269
	B	420	425	442	455	464
	計	675	690	705	719	733
精神	1級	39	44	44	51	56
	2級	338	369	390	390	454
	3級	103	111	152	159	199
	計	480	524	586	600	709
合計		4,755	4,771	4,783	4,748	4,788



ウ 身体障害者手帳交付者の内訳

令和4年4月1日現在

障害区分	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計	割合
視覚障害	67	54	10	11	19	12	173	5.2%
聴覚・平衡機能障害	24	77	56	50	5	152	364	10.9%
音声・言語・咀嚼機能障害	1	3	17	19	0	0	40	1.2%
肢体不自由	306	336	312	399	117	77	1,547	46.2%
内部障害	534	20	335	333	0	0	1,222	36.5%
合計	932	490	730	812	141	241	3,346	100%
等級別割合	27.9%	14.6%	21.8%	24.3%	4.2%	7.2%	100%	

(2) 第2次射水市障がい者基本計画における施策の体系

	基本方針	主要施策
ア	交流と啓発の推進	①理解・啓発活動 ②福祉教育・人権教育 ③交流、ふれあいの機会の充実 ④ボランティア活動の支援 ⑤地域ネットワークづくり
イ	保健・医療、生活支援の充実	①早期発見、早期療育 ②保健、医療、リハビリテーションの充実 ③在宅福祉サービスの充実 ④日中活動の場づくり ⑤居住支援 ⑥権利擁護の推進 ⑦経済的支援の充実
ウ	教育・育成、雇用・就業の促進	①特性に応じた一貫教育 ②活動の機会の充実 ③就労支援、就労の場の確保
エ	安全・安心な生活環境の確保	①バリアフリー化、ユニバーサルデザイン ②防災・防犯対策
オ	相談・情報提供体制の充実	①相談体制 ②情報提供体制 ③自立支援ネットワーク

(3) 障がい者差別解消及び障害理解促進事業実施状況

ア 交流と啓発の推進

①理解・啓発活動

事業名	内容	R3 実施状況	所管課
民生委員・児童委員、障がい者相談員合同研修会	障がい者についての理解を深めるため、「障害特性の理解」や障がい者制度についての研修会は新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止	中止	社会福祉課 地域福祉課
広報等による市民への周知	広報、ホームページ等に障がい者理解の促進について掲載している。	実施	社会福祉課 未来創造課
「障がい者週間」の啓発活動	「障がい者週間（12月3日から12月9日まで）」に合わせ、障がいのある方の作品展示や事業所製品の販売等を行っている。（市役所エントランスホール、中央図書館） 射水市民生委員児童委員協議会障がい者部会でチラシ配付による周知啓発活動	展示期間 12月3日～ 12月10日	社会福祉課
理解促進・啓発事業	市民が障がい者と交流する機会を設定し、障がい者等に対する配慮等の理解を深めている。（地域活動支援センターに事業委託）	2回	社会福祉課
ヘルプマーク	義足や人工関節を使用しているなど外見からは分からない方々に配慮を必要としていることを知らせることで、援助が得やすくなるようにかばん等につけるマークを県が作成し、市町村窓口等で配付している。	72個交付 (累計494個)	社会福祉課

②福祉教育・人権教育

事業名	内容	R3 実施状況	所管課
手話普及事業	聴覚障がい者及び手話通訳士が小学校等を訪問し、簡単な手話での挨拶等を学ぶ小学校手話教室を開催している。	新型コロナウイルス感染症の影響により未実施	社会福祉課

③交流・ふれあいの機会の充実

事業名	内容	R3 実施状況	所管課
手話通訳士の派遣	市主催の行事等に手話通訳士を派遣し、聴覚障がい者の社会参加を促進している。	12回派遣	地域福祉課
障がい者スポーツ大会等	障がい者スポーツ大会等の開催準備や大会への参加を支援している。	富山県障がい者スポーツ大会	社会福祉課

④ボランティア活動の支援

事業名	内容	R3 実施状況	所管課
ボランティア活動支援	手話、音訳、点訳など障がい者を支援するボランティア団体等の活動を支援している。 手話サークル3団体、音訳、点訳ボランティアへの補助	5団体	社会福祉課
	ピア・サポート活動に対し支援している。	2団体	社会福祉課

⑤地域ネットワークづくり

事業名	内容	R3 実施状況	所管課
ケアネット活動	地域の住民、民生委員・児童委員、地区社会福祉協議会等が障がい者を身近な地域で見守り、支え合う活動を推進している。	チーム員数 390名 利用者数 231名 活動延べ回数 50,868回	地域福祉課

イ 保健・医療、生活支援の充実

⑥権利擁護の推進

事業名	内容	R3 実施状況	所管課
射水市障がい者虐待防止ネットワーク会議	被虐待障がい者の迅速かつ適切な保護等の体制整備に関すること、障がい者虐待防止に関することを協議している。	1回開催	社会福祉課
成年後見制度の利用促進	市では、成年後見制度利用相談会を毎月開催している。 呉西地区成年後見センターで、成年後見制度の相談、利用支援を実施している。	12回開催	地域福祉課 社会福祉課

ウ 教育・育成、雇用・就業の促進

③就労支援、就労の場の確保

事業名	内容	R3 実施状況	所管課
射水市障がい者活躍推進計画	障がい特性や個性に応じて能力を有効に発揮できるよう市役所全体として取り組むため、障がい者の法定雇用率の達成目標、体制整備等についての計画を策定している。(計画期間：R2～6年度)	実雇用率 3.11% (法定雇用率 2.5%)	人事課
市職員採用試験	障がい者に配慮した職員採用試験方法を導入している。(点字受験等)	行政(障がい者)の採用試験を実施	人事課

障がい者就労施設等からの物品等の調達	市の封筒に「射水市」の点字打刻作業や公衆トイレの清掃等を障がい者就労施設等に発注している。	23 件 6,626,209 円	社会福祉課 資産経営課
障害者雇用奨励金の交付	国等の助成金支給期間満了後も引続き常用労働者として市内居住の障がい者を雇用する事業主に対し、奨励金を交付し、障がい者雇用を促進している。	2 件 120,000 円	商工企業立地課

エ 安全・安心な生活環境の確保

①バリアフリー化、ユニバーサルデザイン

事業名	内容	R3 実施状況	市所管課
コミュニティバスの低床式バス導入の推進	新規車両購入時には、低床式バスの導入について要望している。	32 台のうち 25 台に導入	社会福祉課 生活安全課
点字ブロック設置工事	毎年、視覚障害者協会の要望等に基づき、視覚障がい者用の点字ブロックの整備を進めている。 都市計画道路駅前線（越中大門駅前）の整備に合わせて、歩道の舗装段差を解消し、視覚障がい者用の点字ブロックの更新と、延長を実施した。	・大門二口地内 整備区間延伸 (22m) ・越中大門駅南 側 (600m)	社会福祉課 都市計画課
いのちのバトン	医療情報や緊急連絡先等の情報を「いのちのバトン」容器に入れ、冷蔵庫に保管し救急時や災害時に活用している。	2,207 本配備	地域福祉課
車いすと歩行器を配備	庁舎入口に車いすや歩行器を配備している。	本庁舎：車いす 4 台・歩行器 2 台 大島庁舎：車いす 1 台・歩行器 1 台 配備	資産経営課
富山県ゆずりあいパーキング（障がい者等用駐車場）利用証	車いす使用者など歩行が困難な方に、利用証を交付することで、障がい者等用駐車区画の円滑な利用を促進する。県が作成し、市町村窓口等で配付している。(R 元年度開始)	交付数 82 (累計 405)	社会福祉課 介護保険課 保健センター

射水市バリアフリーマスタープラン	地域における高齢者や障がい者などが日常生活や社会生活を確保する上で生活の支障となる物理的障害や精神的障害を取り除き、都市整備等と連携したバリアフリー化を推進するため、基本目標・基本方針を策定している。(計画期間：R2～6年度)	大門・大島地区において越中大門駅のエレベータ設置を中心とした基本構想を策定	生活安全課
------------------	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------------------------------------	-------

②防災・防犯対策

事業名	内容	R3 実施状況	所管課
避難行動要支援者支援制度	災害時避難等に不安があり手助け(援護)を必要とする方を事前登録し、災害時等に地域で支援を行う制度を推進している。	登録者数 1,361人 高齢者含む	地域福祉課
福祉避難所の指定	災害発生時に、市指定避難所での生活が困難な高齢者や障がい者等、特別な配慮を必要とする方を受け入れる避難所を指定している。	54か所	地域福祉課
射水市防災訓練	防災訓練時に障がい者を含む避難行動要支援者が参加し、福祉避難所の立ち上げや移送等の訓練を実施している。	中止 (8月24日実施予定)	総務課
円滑な通報環境の整備	聴覚障がい者のため、急病やけが等による救急、火事等の緊急時の連絡をFAXで受付している。	着信件数 20件	消防本部
	(NET119) 聴覚や音声、発話等に障害のある方が、スマートフォンやタブレットの画面から、文字やテキストを使って、事故や急病等の通報を行えるようになりました。	登録者数 37名	

オ 相談・情報提供体制の充実

① 相談体制

- 地域相談員(富山県委嘱) 令和4年度 67人
- 地域活動支援センター「あいネットいみず」「つどい」「ふらっと」「むげん」
 - ・障害に関する総合相談窓口として相談支援を実施
 - ・障がい者や、その家族が創作活動や生産活動を通じて社会との交流を図る事業の提供
- 射水市ふくし総合相談センターすてっぷ(市社会福祉協議会)
 - ・毎月市広報に連絡先を掲載

②情報提供体制

事業名	内容	R3 実施状況	所管課
封筒の点字打刻	市からの文書であることが判断できるように封筒に点字打刻している。	実施	管財契約課
拡大読書器等の設置	各地区センター窓口に拡大読書器1台を設置している。	設置	市民課
タブレット端末、磁気ループの活用	社会福祉課窓口にタブレット端末及びポータブル磁気ループを設置している。救急薬品市民交流プラザ内にポータブル磁気ループを配備している。	設置	社会福祉課 地域福祉課
声の広報の運用	視覚障がい者（希望者）に対し音訳ボランティアによる音声の広報を毎月送付している。	実施	社会福祉課
リーディングサービス	視覚障がい者（希望者）に対し音訳ボランティアが電話による新聞朗読をしている。（毎週木曜日の午後）	49回	社会福祉課
手話通訳付きデマンドTV	市長定例の記者発表を手話通訳付きで放映している。	実施	未来創造課
手話通訳者・要約筆記者の派遣	聴覚、言語機能等の障がいで意思疎通を図ることが困難な方（希望者）に対し、通院や研修会参加時など手話通訳者や要約筆記者を派遣している。 （富山県聴覚障害者協会に委託し実施）	手話通訳 55件 要約筆記者 0件	社会福祉課
手話通訳士の配置	手話通訳士の有資格者を配置している。	地域福祉課に配置	人事課

③自立支援ネットワーク

事業名	内容	R3 実施状況	所管課
射水市障がい者総合支援協議会	障がい者が地域で安心して暮らすことができる支援体制や地域活動支援センターの活動状況、相談支援状況及び障害福祉計画策定等について協議している。	1回	社会福祉課

障がい者サービスガイドブック	障がい福祉の諸制度やサービスについて紹介したガイドブックを発行している。 (ルビ付き版も用意)	窓口で交付 HPに掲載	社会福祉課
射水市における障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領	市職員が対応するために必要な事項を定め、周知を図っている。	庁内掲示板で周知	社会福祉課